

下野市補助金の見直しについて(案)

1、目的

本市では、平成19年度一般会計当初予算において、140件、約4億1,370万9千円の補助金を計上し、一般会計の約2.4%を占めている。

本市の補助金については、下野市補助金等交付規則及び個々の補助金交付要綱において、事務手続き並びに補助の対象とする事業内容、団体・事業者等を規定しているが、補助金の交付に関する統一かつ明確な基準となるものがないため、補助対象経費等のバラツキがあり、合併前の旧町の補助金がそのまま引き継がれているものもあり、市として不均衡な実態が見受けられる。

このため、「下野市集中改革プラン」に基づき、本市として真に必要なものを見極め、補助金をよりの確で効果的なものにすることを目的として、見直しのための統一基準を策定するものとする。

2、補助金の定義

地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2に基づき、市が公益上必要と認められた場合に、対価なくして支出するものである。

一般的には、特定の事業、研究等を育成、助長するために支出するもので、本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国県の施策に基づき、国県からの補助を受けて間接的に補助する場合もある。補助金は法令に基づくものと予算措置によって行われるものがあり、いずれも憲法第89条または地方自治法232条の2に定める公金支出の制限に反しない限り支出することが可能で、予算上は、名称を例えば奨励金、助成金といったものでも、実質が補助金と同様のものも計上することとなる。

(参考)

憲法第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

地方自治法232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

3、補助金の現状

補助金は行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益的な市民活動を活性化するなど、市の施策を展開する中で、重要な役割を担っている。

市の補助金の交付状況については、下記のとおりとなっている。

	補助金の種別	件数	金額(千円)
1	各種団体の運営等に関する補助	58	123,189
2	各種大会やイベントに対する補助	6	5,016
3	国・県の補助事業に伴う補助	24	209,482
4	利子補給のための補助	3	2,333
5	市の施策(事業)に関する補助	49	73,689
	合計	140	413,709

市の交付している補助金で件数が最も多いのは、各種団体への運営費補助で58件、総額1億2,318万9千円、次に市の施策(事業)に関する補助で49件、7,368万9千円、国・県の補助事業に伴う補助24件、2億948万2千円の順になっている。

本市の補助金は市町村合併により、旧3町から引き継いだ形になっており、旧町単位の祭事や伝統文化の継承など、公平性確保の立場から見直しがされていないのが現状といえる。

また、補助金の長期化による既得権化の傾向が見られ、それに伴う自立的な活動意識の希薄化や団体の自立を阻害しているものもある。

4、補助金の課題

本市における補助金は市補助金交付規則に基づき、事務手続きを規定しているが、新規補助や廃止・縮減する場合の明確な基準となるものがない実情にある。

このため、市に補助金の要望があり、一度予算化されると継続して交付されている事例が見受けられる。また、補助対象経費についても基準が示されていないことから、本来自己資金で賄うものも経費に含まれている場合もある。

補助金の財源は、広く市民から税金等で賄われている公金であることから、当然にして補助目的を含め市民の理解が得られなければならない、効率的な執行に留意することが、求められている。

現在の課題として以下のことが考えられる。

(1) 補助金の長期化による既得権化

いったん補助をはじめると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化しても直せない。

(2) 交付団体の自立の阻害

交付される団体も補助金への依存を強め、自己財源の確保など、自らの努力で運営する姿勢が希薄化する。

(3) 補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する行政側についても、交付により事業の目的が達せられたとして、補助金使途について真に目的にかなっているか、おろそかになる。

(4) 団体運営補助金の問題

繰越金が多額であることや自主財源がなく補助金に依存している団体がある。また、団体の事務局を行政が担っているものがある。

5、下野市補助金見直し基準(案)

(1) 基本的な考え方

補助金の交付が客観的にみて公益上必要であり、以下の項目のいずれかを満たすこと。

- ・事業、活動の目的、内容等が社会、経済情勢に合致していること。
- ・市民の福祉の向上及び利益の増進に効果が認められること。
- ・補助対象とする事業が市総合計画又は各種計画の施策体系上に位置づけられている。

補助金の交付に対して費用対効果が認められること。

支出の根拠が明確で法令等に抵触していないこと。

会計処理及び使途が適切になされていること。

団体において、多額の決算剰余金、積立金を有していないこと。

(2) 補助対象事業費

補助金の対象事業費については、その内容を明確にすること。その際、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等直接公益的な事業に結びつかない経費や社会一般通念上公金での支出が疑問視される経費については補助金の交付対象には含めない。

(3) 補助率の適正化

補助率は公益上の必要度に応じて判断し、原則として以下の基準とする。

行政を補完している公的団体等で市の施策上必要な事業(10 / 10 以内)

行政を補完している私的団体等で公益上必要性がある事業(1 / 2 以内)

(4) 交付期間

補助金の同一団体等への交付期間はすべて3年をもって見直しをする。ただし、国、県等の制度による上乘せ補助金については、その補助終了をもって見直しをする。

6、見直し方針（取組み内容）

（１）補助金種別毎の見直し方針

補助金の種別 ～ の内、「各種団体の運営等に関する補助」については、下野市見直し基準（案）に基づき、所管課が補助額の算定を行う。その他の ～ の補助金については、所管課において、行政評価シートを作成し、現在の補助金について、なぜ交付しているかの原点を確認し、補助の妥当性、効果、公平性の観点から自己評価を行い、総合的な審査を行う。

（２）補助金種別毎の具体的な考え方

各種団体の運営等に関する補助

- ・ 長期継続している補助金については、廃止・終期の設定も考慮した見直しを行う。
- ・ 補助金の団体予算に占める割合が低率なものは、原則廃止する。
- ・ 正当な理由なく繰越金が多い団体については、補助金の凍結・減額を行う。

各種大会やイベントに対しての補助

- ・ 行政評価シートにより総合的に審査

国、県の補助事業に伴う補助

- ・ 市独自の上乗せ・横出し補助の廃止・抑制

利子補給のための補助

- ・ 制度に基づくものであるが、今後必要性の検討

市の施策（事業）に関する補助

- ・ 行政評価シートにより総合的に審査

以上